

府中市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、老人保健法第 46 条の 18、老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する計画の作成を目的として、府中市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 委員会は、府中市高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定に関して、必要な検討協議を行う。

(組織)

第 3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 13 人をもって組織する。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 公募による市民 | 2 人程度 |
| (2) 学識経験者 | 2 人程度 |
| (3) 医療・保健・福祉関係者 | 7 人程度 |
| (4) 介護相談員 | 2 人程度 |

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、委嘱のあった日から本委員会の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第 7 委員会に関する庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

第 8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 23 日から施行し、最終のまとめの作成をもって廃止する。